

企業の諸手当等に関する調査より

労働政策研究・研修機構による「企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査（中間集計）」による中間集計で、諸手当制度に関する結果です。対象企業は常用雇用1人以上の民間企業です。

★ 期間を定めず雇用されている常用労働者の各種手当制度がある企業割合は、「通勤手当など」が89.8%、「役付手当など」が66.2%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」が47%となっています。

★ パートタイム労働者では、「通勤手当など」が74.6%、次いで「業績手当など」が15.4%、「役付手当など」が10.5%、「技能手当、技術（資格手当）など」が10.4%です。パートタイム労働者では、「通勤手当」については支払っている企業が多いですが、その他の手当を設けている企業は少ないという結果になっています。

またパートタイム労働者の人数が多い産業ほど「通勤手当」だけでなく「役付手当」、「技能手当、技術（資格手当）」、「業績手当」を設けている傾向にあります。

★ 産業別に手当を支払う割合をみると、「通勤手当など」は「医療、福祉」、「教育、学習支援」、「情報通信」が高く、「役付手当など」は、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」が高くなっています。「技能手当、技術（資格手当）など」が高いのは「医療、福祉」で、「業績手当など」が高いのは、「宿泊業、飲食サービス業」、「金融業、保険業」、「卸売、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」です。

★ 通勤手当の支給金額

常用労働者の平均値は、12,447円、パートタイム労働者の平均値は7,710円となっています。パートタイマー労働者のほうが、金額が低くなっています。恐らく通勤範囲が比較的近場に限られるケースが多いことや、労働時間・日数が少ないことが低い原因ではないかと考えます。

★ 通勤手当がない理由

「交通費がかからない範囲での通勤圏で働ける者のみを採用しているから」が30.2%で高く、次いで「交通費は基本給に含められており、通勤手当としては支給していないから」が25.8%、「自動車通勤が主であるため、交通費の算定が困難だから」14.3%、「正社員以外には通勤手当を支給しないこととしているから」12.3%などとなっています。

《オザワ社労士事務所からのお知らせ》



オザワ社労士事務所

特定社会保険労務士

小澤 裕美子

宇治市宇治妙楽171-7

三千堂ビル2階

TEL 0774-24-2413

FAX 0774-24-2713

<http://ozawa.plus-hp.com>

有効求人倍率、4月1.08倍に上昇

厚生労働省が5月30日に発表した4月の有効求人倍率（季節調整値）は1.08倍と前月から0.01ポイント上がりました。改善は17カ月連続で平成18年7月以来7年9カ月ぶりの高い水準となりました。京都では、4月の有効求人倍率は、前月より0.02ポイント上昇し1.01倍となりました。京都で有効求人倍率が1倍を超えたのは平成19年3月以来で、7年1カ月ぶりです。京都労働局によりますと京都府内における雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいると判断しています。

熱中症の予防について

すでに、35度、36度と真夏日のような気温が観測されていますが、気象庁の発表によれば、今年の夏（6～8月）の平均気温は、近畿以南で平年並み～やや高いとの予報です。熱中症の予防については、次のとおりです。

★ 扇風機やエアコンで温度を調節 ★ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用

★ 室温をこまめに確認

外出時には・・・

★ 日傘や帽子の着用

★ 日陰の利用、こまめな休憩 ★ 天気のよい日は、日中の外出をできるだけ控える
からだの蓄熱を避けるために・・・

★ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する

★ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※ 室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口
補水液などを補給する

過労死等防止対策推進法案が衆院で可決

「過労死等防止対策推進法案」が衆議院本会議において全会一致で可決され、今国会中
(6月22日まで)に成立する見通しとなりました。

過労死等とは「業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因と
する死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺によ
る死亡、またはこれらの脳血管疾患もしくは心臓疾患もしくは精神障害」と定義してい
ます。

主な法案内容は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進することを国の責務と
定め、(1) 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定義務、(2) 過労死等の概
要および政府が講じた施策の状況に関する報告書の国会提出義務、(3) 厚生労働省内に
おける過労死等防止対策推進協議会の設置、(4) 過労死等防止啓発月間(11月)の設定
などを規定するものです。

メンタルヘルス対策支援センターの利用者アンケート結果より

訪問支援をした事業場を対象とした調査になっています。

主な質問とアンケート結果

★ メンタルヘルス対策支援センターを知るきっかけ

「労働基準監督署等行政機関からの紹介」が24.2%で最も割合が高く、以下「メン
タルヘルス対策支援センターからの連絡・訪問」(17.9%)、「産業保健推進センタ
ー等の研修参加」(12.7%) ※26年4月からは産業保健総合支援センターに名称が
変更となっています。

★ 心の健康問題が多い労働者の年齢層

「30歳代」が31.2%で最も割合が高く、以下「40歳代」(27.1%)、「10～20歳代」
(20.0%)と続いています。規模別にみると、10名以上の事業場では「30歳代」の
割合が最も高くなっていますが、1名～9名の事業場では「40歳代」(25.8%)
の割合が最も高くなっています。

★ 事業場に心の健康問題に係る担当部署・課を設けているか？

「設けている」が55.3%、「設けていない」が43.6%

★ 事業場に心の健康問題に係る専門スタッフがいるかどうか？

「いない」が56.9%、「いる」が42.4%

※ 専門スタッフの役職名は？の質問には

回答者の6割強が「産業医」(62.3%)と回答しており、以下「人事労務担当者」
(47.5%)、「衛生管理者」(43.3%)と続いています。

★ 事業場のメンタルヘルス対策の取組状況について

「取り組んでいる」が80.6%、「取り組んでいない」が19.1%

★ 事業場で取り組んでいるメンタルヘルス対策の内容(複数回答)

「教育研修・情報提供」が83.5%で最も割合が高く、以下「外部資源を活用した
対策の実施」(45.5%)、「メンタルヘルス対策について衛生委員会等での調査審議」
(43.6%)、「労働者からの相談対応の体制整備」(41.1%)と続いています。

★ 今後取り組もうとしているメンタルヘルス対策(複数回答)

事業場において、今後取り組もうとしているメンタルヘルス対策は、「教育研修・
情報提供」が50.9%で最も割合が高く、次いで「労働者からの相談対応の体制整
備」(37.4%)となっています。

※ 今年度もメンタルヘルス対策支援事業は継続しております。小澤は京都の促進員
の一人として今年度も活動しております。メンタルヘルスにかかる研修については、
一企業様2回以内の場合は、この事業をご利用されると無料で研修を実施すること
が可能です。もし、京都府内で研修等ご検討される場合は当事務所までご連絡くだ
さい。